

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月20日

【ファンド名】 ノムラ・日本株・ロング・ショート・ファンド 0603
(Nomura Japan Equity Long Short Fund)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ
ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 吉田 菜摘子

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 4785

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

ノムラ・日本株・ロング・ショート・ファンド 0603 (Nomura Japan Equity Long Short Fund)（以下「ファンド」といいます。）の主要な関係法人の異動があったため、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（１）当該主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

（イ）関係法人でなくなった会社

名称

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社

資本金の額

2015年4月1日現在、4億円

関係業務の概要

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（以下「NFRT」といいます。）は、ファンドおよびマスター・ファンドの運用会社としての役割を担います。NFRTは、ヘッジファンドおよび運用勘定のマネージャーの評価および選定において、定性的および定量的な分析を実施し、原ヘッジファンドおよびマネージャーの選定においては様々な要因（好況および不利な市況時に考慮されるヘッジファンドまたは特定のマネージャーの過去の実績、マスター・ファンドのポートフォリオにおける原ヘッジファンドおよび運用勘定に係る多様性、資産の総額、重大な利益相反の不存在、マネージャーの全体的な一貫性および評判、マネージャーがヘッジファンドおよび運用勘定の投資活動に充てる時間の割合ならびにヘッジファンドまたはマネージャーが請求する報酬を含みますが、これらに限られません。）を考慮に入れることができます。

NFRTは、マスター・ファンドの資産を原ヘッジファンドおよび運用勘定の中で継続的に配分および再配分し、原ヘッジファンドおよび運用勘定におけるマスター・ファンドのポートフォリオの構成を、市況の変化に応じて（ただし、ファンドの投資戦略および原ヘッジファンドおよび／または運用勘定により課された流動性の制約を条件として）変更することができます。

（ロ）新しく関係法人となった会社

名称

野村アセットマネジメント株式会社

資本金の額

2015年6月末日現在、171億8,035万円

関係業務の概要

野村アセットマネジメント株式会社（以下「NAM」といいます。）は、ファンドおよびマスター・ファンドの運用会社としての役割を担います。NAMは、ヘッジファンドおよび運用勘定のマネージャーの評価および選定において、定性的および定量的な分析を実施し、原ヘッジファンドおよびマネージャーの選定においては様々な要因（好況および不利な市況時に考慮されるヘッジファンドまたは特定のマネージャーの過去の実績、マスター・ファンドのポートフォリオにおける原ヘッジファンドおよび運用勘定に係る多様性、資産の総額、重大な利益相反の不存在、マネージャーの全体的な一貫性および評判、マネージャーがヘッジファンドおよび運用勘定の投資活動に充てる時間の割合ならびにヘッジファンドまたはマネージャーが請求する報酬を含みますが、これらに限られません。）を考慮に入れることができます。

NAMは、マスター・ファンドの資産を原ヘッジファンドおよび運用勘定の中で継続的に配分および再配分し、原ヘッジファンドおよび運用勘定におけるマスター・ファンドのポートフォリオの構成を、市況の変化に応じて（ただし、ファンドの投資戦略および原ヘッジファンドおよび／または運用勘定により課された流動性の制約を条件として）変更することができます。

（２）当該異動の理由及びその年月日

（イ）異動の理由

NFRTは、下記異動年月日付でリテール運用関連事業を分割し、NAMが当該事業を承継しました。これに伴い、下記異動年月日以降は、ファンドの運用会社がNFRTからNAMに変更されました。

（口）異動年月日

平成27年10月1日